

退職所得に係る復興特別所得税徴収・住民税税額控除廃止に関するお知らせ

源泉徴収義務者(共済団体)は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、退職所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税として源泉徴収すべき所得税額の2.1%を併せて徴収するよう変更されます。また、税制改正により平成25年1月1日以降に支払われる退職所得に対し、特別徴収税額(市町村民税・道府県民税)の10%税額控除が廃止されます。

復興特別所得税の加算が対象か否かの判断は、退職日が基準です。
退職日が“平成25年1月1日～平成49年12月31日”が対象

退職給付金額が退職所得控除額を超える場合は源泉徴収の対象となりますので、以下をご参考に計算してください。ご不明な点がございましたらお近くの税務署へお問い合わせください。

1. 源泉徴収金額の算出方法

- ① (支給額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 課税対象所得金額(1,000円未満切捨て)
- ② (課税対象所得金額 × 所得税率 - 控除額) × 102.1% = 源泉徴収税額(1円未満切捨て)

課税対象所得金額 (A)	所得税率% (B)	控除額 (C)	税額計算 ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5%	-	((A) × 5% - 0円) × 102.1%
195万円超、330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円超、695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円超、900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円超、1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円超	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%

2. 特別徴収税額(市町村民税・道府県民税)の算出方法

- ① 課税対象所得金額 × 6% = 市町村民税額(100円未満切捨て)
 - ② 課税対象所得金額 × 4% = 道府県民税額(100円未満切捨て)
- * 退職給付金の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法による生活扶助を受けている場合は、特別徴収税額が課税されません。